

「(仮称)江戸川区男女共同参画推進条例(案)」の意見募集結果について

「(仮称)江戸川区男女共同参画推進条例(案)」に関する意見募集手続きは、令和3年11月15日から11月29日までの期間で行い、4名からご意見をいただきました。
お寄せいただいたご意見及び区の考え方は、以下の通りです。

1 意見募集手続の概要

(1) 意見募集期間

令和3年11月15日から同月29日までの間

(2) 周知方法

ア 区ホームページに掲載

イ 令和3年11月15日号の「広報えどがわ」に掲載

(3) 意見の提出方法

区ホームページ、郵送・FAX 又は持参

(4) 提出先

総務部総務課人権啓発係

2 意見募集の結果

	頂いたご意見	区の考え方
1	素晴らしいと思います。	ご賛同頂きありがとうございます。
2	人権を踏まえた男女共同参画推進に賛同致します。 ただ、条例の中で、性の多様性、性的指向やその価値観を大きく認められるようですが、男女やLGBT以外に、現代社会では、子供や未成年への性的嗜好性が高まっている様に感じております。これはペドフィリアをはじめ、犯罪性の極めて高いものと認識しております。 性的嗜好を認め、条例化するのでしたら、幼児性愛等を厳しく取り締まる文言、又はそれらを明確に除外するという文言を入れるべきかと思っております。	ご賛同頂きありがとうございます。 本条例で規定する性的指向は、恋愛や性愛が同性に向かうのか異性に向かうのか等の指向であって、いわゆる嗜好性とは異なります。 ご指摘のペドフィリア等に基因する犯罪等の根絶につきましては、前文第3段落及び第8条にその趣旨が含まれております。

3	<p>条例の制定に賛成します。</p> <p>条例の名称および文章のなかで、「男女共同参画」を「男女平等参画」にしてほしい。</p> <p>男女平等という表現が適切であると考えます。共同より平等のほうが対等の意味合いが明確です。23区の条例の名称も共同と平等とそれぞれ違いはあります。日本のジェンダーギャップ指数が世界120位なのは、意思決定の場に女性が少ないことに大きな要因があります。積極的な差別是正措置のひとつとして、「平等」としてください。</p> <p>必要な内容が網羅されており優れた内容です。具体化を期待します。</p>	<p>ご賛同頂きありがとうございます。</p> <p>名称も含めた条例の内容全般について「男女」という2分的な表現を可能な限り使わずに、名称についても「性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例」といたしました。</p>
4	<p>わが国では、男女共同といった性の違いによる差別解消に向けた政策が諸外国と比較して遅れている、との観点から本条例によって推進されることを期待します。そこで、個人的に気になっているのは、学校現場の課題です。本区の区立中学校では、各学校ごとに男女別に制服が決められています。生徒の中には、生まれつき男だけど女の性自認があるケースもあれば、逆もまた然りです。こうしたケースを踏まえ、生徒も柔軟に制服が選べるような仕組みを作りたいと思っています。</p>	<p>ご賛同頂きありがとうございます。</p> <p>ご指摘の性自認に関する配慮につきましては、第3条第2号及び第10条第2号にその趣旨が含まれております。</p> <p>なお、江戸川区では、現在、中学校での制服の選択制を進めておりますことを付言いたします。</p>